

令和6年塩尻市議会3月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月6日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第11号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例

議案第14号 塩尻市老人福祉センター条例を廃止する条例

議案第15号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定について

議案第20号 財産の無償譲渡について

○出席委員・議員

委員長	樋口 千代子 君	副委員長	山崎 油美子 君
委員	百瀬 友彦 君	委員	小松 勝子 君
委員	小口 直実 君	委員	平間 正治 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	議長	古畑 秀夫 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会社会文教常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は各議案の審査を行い、委員会終了後、当委員会に係る協議会を開催いたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第11号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、第11号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案関係資料50、51ページを御覧ください。議案第11号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1の提案理由ですが、地域における要支援者の生活課題、複雑、複合化により、個別性が極めて高く、相談内容も複雑化していることや、福祉委員、民生児童委員になりますけれども、負担感や責任が大きくなっております。また、推薦母体である区においても、現任、委員の高齢化、年金支給年齢の引上げと、それに伴う就業構造の変化もあり、委員を引き受けていただける方がいないとの声が数多く寄せられていることや、報酬について、活動の負担と責任の度合いに見合った報酬の設定など、根本的な見直しが求められているところですが、今回、こちらの報酬を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですが、福祉委員の報酬を引き上げるものです。

3の条例の新旧対照表につきましては、51ページを御覧ください。委員長、市の民生児童委員協議会長になりますけれども、10万4,000円から12万6,000円に、副委員長が各地区の地区長ということで、各地区にいる10名の皆さんが8万5,000円から11万4,000円に、それから一般の民生委員の方が8万円から10万8,000円に、それぞれ引き上げるものです。この額はいずれも年額になります。

50ページ、4の条例の施行等ですが、令和6年4月1日から施行するものです。私からの説明は以上になります。

す。

○委員長 では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○青柳充茂委員 この福祉委員というものを民生児童委員にお願いするようになってから、報酬は、今回が初めての見直しですか。私は、上げることそのものには別に異論はありませんけれども、どういう根拠でこういう数字、上げ幅になったのかとか、それから、先ほど触れられていましたけれども、根本的に見直す中で、今回、報酬だけを上げるという対応をされた理由とか、上げる理由、背景、それについてもう少し詳しく説明していただけるでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○福祉課長 今の最初のお話は、福祉委員として報酬アップというものは、前回は令和2年4月、その前が平成29年4月ということで、それぞれしておりますので、今回初めて福祉委員で上げたということではありません。民生委員の報酬については、県下19市の中で、塩尻市は大体6番目か7番目の金額になっています。今回、県下上位に上げていきたいという部分と、今、報酬の部分のお話があったのですが、民生委員の部分については報酬だけではなくて、活動の負担軽減も、区長を初め、こういう役員の皆さんが非常に疲弊している、苦勞しているという部分がありますので、活動の負担軽減をするということ。あと、民生児童委員というものを市民の方に多く知ってもらおうということで、ホームページですとか広報で情報発信の強化をしていきたい。また、5月が民生児童委員の強調月間となっていますので、そういったところでどんどん周知をしていくと。発信情報の強化、活動負担軽減、それから福祉委員の報酬見直しと3本柱でやっていきたいと考えております。

○青柳充茂委員 3本柱で見直しをしたことは分かりました。実際、私のところに民生児童委員の方から入ってくるお話の中にもっとあるのは、自分たちは別に報酬を上げてほしくてやっているわけではないとか、むしろ、やはり負担感がかなりあるので、そのことを見直してほしいというのはあります。

大体、そのことはお分かりのようなのですが、もう1つは、福祉協力員という名前はよく聞くことがあると思うのですが、これは市で委嘱をしている福祉の協力員というわけではないのです。社会福祉協議会で委嘱をしている福祉協力員という存在があるのですが、実は、いろいろな行動、活動は、民生児童委員の方と福祉協力員の方はほとんど一緒に全部やっているわけです。ところが、報酬をもらうのは福祉委員というか、民生児童委員の方だけで、福祉協力員の方はまさに無報酬で、ボランティアでやっている。そういう差が出てしまったことで、かえって福祉委員とか民生児童委員の方は気が引ける思い。何か自分たちだけ頂いていて、ほとんど同じような活動をたくさんしている人たちが無報酬でやっているということについて、そういう気が引ける思いで少し苦しいと。そこを何とかしてくれないかというような声が結構聞こえてくるのです。本当に切実に訴えがあったりします。その辺は把握していらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長 委員からおっしゃられました福祉協力員については、社会福祉協議会が委嘱しているということで、民生児童委員は160人なのですが、福祉協力員は300人ということでもあります。もちろん市の福祉委員ということで、民生委員の方については、見守りを初め、いろいろなことをやっていただいておりますし、社会福祉協議会は社会福祉協議会として、その分会で、それぞれの地区、区において、元気づくり広場だとか、いろいろなことをやられているということですから、なかなか民生児童委員と福祉協力員の分けというのも課題があるということ承知しています。塩尻市も地域福祉計画がありますので、社会福祉協議会と連携しながら、その役

割をきちんと分担するというようなことをやっていきたいと思っていますので、御協力いただきたいと思います。

○青柳充茂委員 そういう承知はしているということだと思えるのですが、やはりそういう違いがあることについて、お互いに気を遣ってやっているという苦しさがあったりして、そういうのも含めて、これから民生児童委員なども引受け手がなくなるとか、いろいろなことがあると思うのです。ぜひ、社会福祉協議会ともしっかりと協議したり、それから、今の民生児童委員や福祉委員の方々の声もよく聞く中で、今後、どういう対応をしていったらいいか、要は福祉協力員の方にも社会福祉協議会を通じて報酬的なものを多少やるとか、あるいは市から福祉協力員として委嘱していくとか、どうやっていったら一番いいかという方向性をぜひ探してほしいと思います。もし答弁があったらお願いします。

○福祉課長 以前は、民生児童委員が福祉協力員を兼ねていたという時代もあったと聞いております。ただ、そうすると、そこがまた負担だというお話で、社会福祉協議会が別にしたという経過があるようですので、そういったところも含めて、役割分担とか、業務内容の軽減をしっかりとやってきたいと考えていますので、御承知おきいただければと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 民生児童委員の児童委員、各地区にいわゆる児童委員という、主に民生児童委員とみんな言われるのだが、主任児童委員というか、そちらを主にやっている方がいますよね。報酬では、市では差がついてないということですか。

○福祉課長 主任児童委員についても、民生児童委員を兼ねているものですから、ほかの市も多分同じような形になると思いますが、塩尻市は一緒の金額でやっております。

○篠原敏宏委員 他の市町村で、いわゆる国が選定して任命をする民生児童委員、それと、市が独自に福祉委員という名前で同じ方に委嘱をするという構造ですよね。これはぴったり重なっているというふうに理解をしていますが。

○福祉課長 基本は、民生委員の活動と市の福祉委員の活動と一緒になっております。報酬が国では無報酬ということで、市で福祉委員ということで委嘱をしまして、報酬を出ささせていただいておりますし、市の部分については、市で独自でいろいろな調査とかをしたりしていますので、そういったことで、ほとんどは同じと解釈しております。

○篠原敏宏委員 もう1点。民生児童委員を選任、お願いをする時期が、一つは時期と任期の問題があって、区の中で区長に誰かいい人がいないかということをやっていますよね。そうすると、時期が毎回、3年に一遍の任期の切れるのが10月いっぱいですか。11月からということで、そうすると、区の中では役員をお願いする。これはほかの区は分らないですが、私のところの奈良井では、区長が苦慮するのは、民生委員だけ、任期と任命の日が違うのです。だから、いざお願いをするといったときに、あの人をお願いしようと思ったら、区の役員を4月をお願いしてしまったので民生委員のときはお願いができないとか、そういうのがあって、区の役員と、これは国の制度だから仕方ないということなのか、そこに根本的にお願いしづらい部分があるのではないかと思います。そのあたりの実情と対策については、市ではどのように考えていますか。

○福祉課長 おっしゃるとおりで、毎年、区で推薦していただいているものですから、区長の皆さんからも、毎回、本当に厳しい御意見を頂く中で、来年の11月末で任期が切れると、令和7年12月から新しい民生委員さん

がスタートするということになっているものですから、私ども福祉課としまして、今年度から各地区の区長会にもお邪魔させていただいて、来年変わりますと、来年ありますということ、まず話をする中で、来年度、令和6年度にもそういったこともやっていきたいと思っています。推薦を、令和7年の夏には新しい民生委員を出していただかないといけないものですから、非常にそこについては苦慮しております。私どもも、やはり区長たちから推薦していただかなければ、なかなか難しいという部分もあるものですから、推薦方法も含めて、今検討しておりますので、そういった部分を周知していきたいと思っております。

○篠原敏宏委員 これは国の制度との関係があるものだから、市だけでできないという実情は、ずっと昔から私も分かっているつもりで、国で、地域の実情だとか、人材の確保だとかという観点で変えていってもらわないと解決にならない部分があると思うので、それを厚生労働省なり関係のところへ上げていく、これは日本中、同じではないかと思いますので、そういう努力なりをお願いしたいと思います。

○福祉課長 今のお話が、いつも市長会ですとか、副市長・総務部長会議だとか、そういうところに、毎回、塩尻市だけでなく、ほかの市もやはり要望を出していますし、県また国に上げていくような形を取っております。それぞれの市町村も大変苦慮しているということを聞いていますので、みんなでやっていければと思っております。

○篠原敏宏委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第12号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第12号につきましては、議案関係資料の52ページから60ページになりますのでよろしく願います。議案第12号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案の理由ですが、国民健康保険税の税率等の見直しをすることに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですけれども、議案説明資料の記載のとおりですが、(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分の3つの部分につきまして、それぞれ所得割、均等割、平等割ということで、現行の税率から、記載のとおり税率を改正させていただきたいものです。

改めまして税率改定の趣旨を申し上げますと、本市の標準税率と長野県が示す標準税率との乖離があることから、令和4年度から被保険者の負担増の緩和に配慮しつつ、段階的に税率を改定することとし、当初、令和6年度までの3か年で標準保険税率に近づけることを基本の考え方として改定をしまいましたが、令和5年度に県から示された標準税率が、あまりに本市の標準税率との乖離が大きかったことから、標準税率に合わせる年度を1年延長し、令和7年度に標準保険税率に準拠するということといたしました。このことを踏まえて、令和6年度におきましても、基本的にこの考え方を継続しながら、県の令和6年度の標準税率を加味しつつ、令和7年度に標準税率に準拠するとした被保険者の負担増の緩和に配慮した改定案としております。なお、塩尻市国民健康保険運営協議会への諮問による答申の内容は、2月8日の議員全員協議会で説明させていただいておりますが、本条例改正案は答申のとおり、税率改正案としております。

3の条例の新旧対照表により説明いたします。53ページからお願いいたします。第3条、第5条、第6条につきましては、先ほどの(1)にありました医療保険分を意味する基礎課税額の税率の所得割、均等割、平等割をそれぞれ改定している内容になっております。同様に、(2)にあります後期高齢者支援金分については、第7条、第9条、第10条。介護納付金分につきましては、54、55ページになりますが、第11条、第13条、第14条でそれぞれ改定するものです。なお、55ページから60ページにわたる第26条につきましては、低所得世帯への均等割、平等割及び未就学児の均等割額の減額の規定であり、均等割と平等割の税率改定に併せて、それぞれ減額する額を改定したものととなります。

議案説明資料の52ページ、4の条例の施行等ですが、施行は令和6年4月1日からで、改定後の税率につきましては、令和6年度分の国民健康保険税から適用とさせていただきます。

なお、例年のことですが、今回の条例改正には含まれておりませんが、後日、課税限度額の引上げと低所得世帯への軽減措置に当たっての所得基準額の変更について、4月1日から実施するための条例改正の専決処分をさせていただく予定があります。これは、現在、国会において審議されている地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法施行令の改正が予定されているもので、法案成立が例年3月末となることによるものですので、御理解をお願いいたします。私からの説明は以上になります。

○委員長 では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○平間正治委員 県との標準税率の乖離があつて、これを合わせていきたいということなのですが、令和5年度は大きくなったと言っているのですが、県の率はどのぐらいになっているのですか。

○委員長 答弁を求めます。

○市民課長 令和5年度のときです。

○平間正治委員 令和5年度で乖離が大きくなったと言っていましたが、その後、県は変わっていないのですか。

○市民課長 毎年上がっております。

○平間正治委員 直近というか、今は。

○市民課長 今の状況でいただいているものは、この間の議員全員協議会で説明させていただきました県から示された標準税率につきましては、上から、医療分からでよろしいでしょうか。医療保険分の所得割につきましては6.5%、均等割につきましては2万3,704円、平等割につきましては2万4,025円。後期高齢者支援金等分につきましては、所得割につきましては100分の2.96、均等割につきましては1万1,000円、平等割につきましては

は9,775円。介護分につきましては、所得割100分の2.45、均等割につきましては1万558円、平等割につきましては8,376円という形になっております。

○**平間正治委員** 令和7年度に合わすとおっしゃったのだけれど、県が上がれば、また合わないですよね。ずっと追っかけていかなければいけないということになってしまうのだけれど、ずっと続くということですか。

○**市民課長** 毎年上がっているのですんな形ですが、県でロードマップをつくっておりまして、一応予定としては令和9年度に圏内の統一をしたいということがありますので、そのときにどうなるかという部分はありますが、今の段階では、納付金となっております標準税率に合わせて毎年上がれば、おっしゃるとおり、追いかけていくという状況になります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**篠原敏宏委員** この想定で、最も上がる世帯はどのぐらい負担が増えるということになりますか。

○**市民課長** 担当の係長から回答申し上げます。

○**国保年金係長** 最も上がるということになると、それぞれの所得に応じて金額がどうしても変わってきますので、恐れ入りますが、その辺については、例えばのケースで申し上げます。例えば世帯の人数が4人いらっしゃるまして、うち2人が40歳から65歳の方、介護に該当する方の場合で、所得金額が一応450万円ということになるので、例えば給与収入でいくと、620万円程度の給与収入のある方の場合で計算をしますと、今回の改定案で現行税率との差額は、年間で2万7,500円ほどの増額と負担増という形になります。あともう1件、例えばのケースでいきますと、2人の世帯で、1人が介護、40歳から65歳の方の2人世帯の場合で、仮に所得が少ない方の場合になりますが、43万円以下の場合でいきますと、年金収入で103万円以下とかの場合になりますが、こういった方で、一応年間で1,300円ほど、月100円程度の増額という形で改定案を計算させていただいたところです。

○**篠原敏宏委員** 今のは、この間頂いた資料、議員全員協議会のときの数字ですよね。意味も分かりました。

もう1点。国保財政との絡みというか、1人当たりの医療費、あるいは世帯当たりの医療費は、塩尻市は比較的、例えば県内のほかの市と比べてどのくらい、かなり高いというか、実情はいかがですか。

○**市民課長** すみません、細かい数字はすぐに出ないので後にさせていただきます。基本的に、この中信平、高度医療を受けられる施設がありますので、やはり県内でも高いほうで、1人当たりの医療費は高いという形です。

○**篠原敏宏委員** 松本広域、市町村はアクセスがいいという、医療の実態のお話の中でも出てきていますが、広域的に見ると、恵まれた状況にやはりあると。そうすれば、医療へのアクセスが、特に高額療養費に係るようなものは高い水準にあると思っていいということですか。

○**市民課長** ある意味でいうと、それだけ高度な医療を受けられる場所にお住まいという形になりますが、当然医療費に関しては少し高くなるということをお願いいたします。

○**篠原敏宏委員** 分かりました。

○**市民課長** 1人当たりの医療費、係長から説明いたします。

○**国保年金係長** すみません、お時間を頂きました。令和4年度の決算でいきますと、県内市町村、長野県の1人当たり平均でいきますと、39万7,760円。これは、まだ確定値が出ていませんで速報値になりますが、県内平均が39万7,760円で、塩尻市は、先ほど課長からも説明ありましたが、高度医療の中信エリアにあるというこ

とで、塩尻市は40万8,814円という金額が出ております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号 塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例

○委員長 続きまして、議案第13号塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○宗賀支所長 議案第13号塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例について御説明申し上げます。議案関係資料は61ページになります。宗賀財産区の廃止につきましては、先日の議員全員協議会において御説明させていただいたところですが、再度、これまでの経過について簡単に御説明申し上げます。

宗賀財産区につきましては、これまで塩尻市財産区正副議長及び課題検討委員合同会議等で財産区の存続につきまして検討を重ねてまいりました結果、令和5年8月20日付で宗賀財産区議会が解散し、令和6年2月6日には市への山林の所有権移転が完了しており、これをもちまして宗賀財産区は廃止となりました。

また、令和5年度の特別会計におきましては、歳入歳出が全て完了しましたので、塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例を提案するものであります。特別会計はここで打ち切り決算となり、決算監査を経て、令和6年6月議会に決算認定について上程する予定であります。私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○小松勝子委員 この場所ではどんぐりの森プロジェクトというのがあったと思うのですが、それは今後、どのようなになるのでしょうか。

○宗賀支所長 一部の旧財産区有林でどんぐりプロジェクトの活動をしておりまして、そこにつきましては、今後、担当課になる農林課と話をした上で、普通財産の使用許可というようなものを交わした中で、継続して使用させていただく予定であります。

○小松勝子委員 分かりました。ありがとうございます。

○篠原敏宏委員 この3月で、要は財産区の会計が全て締まるという認識でいいですね。それで、残余財産は決算認定のときまで待つわけですが、現時点でどのくらい、いわゆる資産としてあるのか、負債もあるのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○宗賀支所長 資産として、財政調整基金が2,600万円余ありました。これにつきましては市の一般会計への繰入れをしております、この3月の補正予算に計上させていただくというものであります。それで打ち切り決算の見込みでありますけれども、現在、特別会計にあります残余が約37万円です。これは特別会計が廃止された後に、市に引き継ぐものということになります。

○篠原敏宏委員 現物で山の木の材、材積とか、そういったものはみんなここに換算して、今のお金になっているということですか。

○宗賀支所長 立木自体は、現金として換算はしておりません。ただ、所有権移転をする際に、申しておりますが、自動的に、そこにある立木も市に移転されるということになります。

○篠原敏宏委員 それは大体どのぐらいのかさというか、何ヘクタールで材積はどのぐらいという、これは出ているでしょうか。

○宗賀支所長 先月の議員全員協議会のところに参考資料として財産に関する調書をつけておりまして、立木の推定蓄積量につきましては、令和4年度末で4万1,442立米ということになっております。

○篠原敏宏委員 今後は、市の財産に関する調書の市有財産のところで、この数字が足されるという理解でよろしいですか。

○宗賀支所長 委員おっしゃるとおりです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 塩尻市老人福祉センター条例を廃止する条例

○委員長 続きまして、議案第14号塩尻市老人福祉センター条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○高齢支援担当課長 議案第14号塩尻市北小野老人福祉センター条例を廃止する条例です。議案関係資料は62ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、塩尻市老人福祉センターを廃止することに伴い、塩尻市老人福祉センター条例を廃止するものです。

老人福祉センターの廃止の経過につきましては、昨年11月13日の議員全員協議会で御説明をしたとおりですが、令和5年7月25日に入浴施設からレジオネラ属菌が検出され、作業内容等の見直しをし、8月に再開したと

ころでしたが、10月6日に再度レジオネラ属菌が検出されたため、以後の入浴施設の営業は休止としています。短期間で再度検出されたため、その後も再開に向けての検討をしましたが、現在の施設では安心と安全が確保できないと判断し、今年度末で施設を廃止することを御協議いただいたものです。

2の条例の施行等につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○**委員長** では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**篠原敏宏委員** この施設で、レジオネラ菌が出る前まで、定期的に利用された方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○**高齢支援担当課長** 定期的に御利用いただいていた方につきましては、7月に検出される以前についての方でいきますと、20人ほどいらっしゃいました。

○**篠原敏宏委員** その皆さんのいわゆる入浴サービス、要はここを当てにして使っていた方が、施設がなくなるということで、そうすると、ほかを探さないといけない状況なのか、ここをやめても自宅で足りるのか、そこら辺の状況はいかがですか。

○**高齢支援担当課長** 今回の閉鎖に当たり、御利用いただいていた方には閉鎖の御案内をしております。その中で御意見を頂いた中では、入浴施設については、閉鎖については残念だという方もいらっしゃいましたし、御自身でほかの施設を利用するという方もいらっしゃいました。ですので、それぞれの状況ではありますけれども、御自分の入浴に関する方法については、各自で対応していただいている状況です。

○**篠原敏宏委員** そういう皆さんは、ここがなくなったからといって、ほかの選択肢からすると、例えばふれあいセンターへ行くとか、皆さんが各自、そういう対応を個々に取っているという理解でよろしいですか。

○**高齢支援担当課長** 今お話のありましたとおり、ふれあいセンター東部を御利用する方もありますし、塩尻以外の入浴施設を御自分で選択して、御利用になっている方もいらっしゃるという状況です。

○**篠原敏宏委員** 人数はあまり多くないにしても、そうやって日常当てにしていた方が、このことで生活に齟齬を来すことになってしまったり、あるいはその方が一人暮らしだとか、障がいをお持ちだとか、状況が分からないのですが、かなり負荷がかかるのではないかと思います。ですので、市としては、この施設がこうなるのは仕方ないとして、他の施設を紹介するだとか、送迎のサービスをどこかに手配するだとか、何かやはり考えないと、入浴というのはすごく大事な、QOLの中でも大きな要素だと思いますので、相談にしっかり乗ってあげて、よかったとなっていくような、これはそういう配慮を望みます。ぜひ、そんな方向になっていただけるように。これは要望にさせていただきます。

○**委員長** 要望ですが、よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 1点伺いますけれど、レジオネラ菌が出て、もうどうしようもなくなってきて、お風呂を廃止するというのは地元の合意を得てということだと思いますから、それはそれで仕方ないと思うのですが、お風呂を廃止してしまうということと、老人福祉センターを廃止してしまうということとは、意味合いが違うのかと思うのです。それから、少し限られた地域でもあるし、高齢者のコミュニティの場という意味では、お風呂だけがそういう場ではないので、これはコミュニティの場として使用したいとかいう地元の要望があったのか。また、市としては、それについてどう考えているのかお聞きます。

○**高齢支援担当課長** 施設の閉鎖の御案内の中には、入浴施設のほか、生きがい講座という高齢者を対象にした

講座を行っているものについても、年度末で終了するという御案内をいたしました。その中で、ふれあいセンター東部については担当エリアということで、御相談をする中で、ふれあいセンターを御利用になっていただく方法として、自主グループとなることで送迎もできるという御提案をいただいたので、その提案をいたしました。また、ふれあいセンターで行っている地区講座の中で北小野地区を対象にした講座があるのですが、北小野の老人福祉センターが、急遽、今年度末で閉鎖することになったものですから、北小野地区センターを使用して講座ができないかという御相談もさせていただき、令和6年度に限り、北小野地区を会場にした地区講座を実施していただけることになったので、こちらも御案内をしております。

生きがい講座を御利用いただいて北小野地区センターに来ていただいている方は、3月で終了になるものですから、自主グループになっていただくよう働きかけを行い、今まで月1回くらい、健康麻雀ですとかカラオケだとかという内容で御参加いただいた方にもう少し、3月までは回数多くお出かけいただいて、自分たちで会場を借りたり、準備をしたり、片づけをするということもやっていただくことをずっと繰り返しお願いをして、一応、今3つのグループが4月以降自主グループになっていただけるということで、代表者も決まり、活動を継続していただけることとなっております。

○平間正治委員 他施設へ回ってもらおうとか、令和6年度限りというようなことになっているようですが、お金の多寡のことを言うわけではないのですが、そんなに莫大な費用を要するわけではないし、これから高齢者のこういう集まりみたいなものは、高齢者対応として、しっかりとやっていかないといけないと思うのです。前にもお話ししたことがあるかもしれませんが、子どもの支援にお金をかけることは、自分の子どもが子育てをやる、あるいは孫のためにお金を使うことには、高齢者の皆さんは全然異論はないのです。ただ、そこに注目されて、高齢者のところへのものが少し少ないように感じている高齢者も多いので、ぜひ、そこら辺の対応をさせていただきたいと、これは要望にしておきます。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 今、生きがい講座というのが出たのですが、一部生きがい講座で、NPOで承ることが、ずっともう何十年続いていたのですが、ほかのふれあいセンター東部とか、広丘とかというところでの生きがい講座をコーディネートしている職員がいて、何月に何回、1週間に1回とか2回とかになって、そこで、来月はこれやりますというコーディネートがあったのですが、今回、自主グループになるということは、そのコーディネートは助けていただけるということではあるのですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○高齢支援担当課長 現在、自主グループになっていただくように関わっている職員は、老人福祉センターの看護師が対応しています。4月以降は、自主グループになりますと、そこへの伴走する職員というのはいないので、会場使用につきましては、支所で申込みをして、いつ使いますと予約をして、自分たちで御利用になっていただくということになりますので、相談事がありましたら、支所や公民館でおっしゃっていただければ、一緒に考えていくということではできていると考えています。

○副委員長 今回、廃止ということで、ほかの地区と、また平等性が欠けるかと、平間委員と少し考えが一緒なのかもしれませんが、ぜひ平等性というところで、こうなってしまったという、レジオネラ菌でということ急遽ということになると思うのですが、ぜひ高齢者の方に元気が出る、そういう講座みたいなそういうものを、ぜひ伴

走というか、フォローをしていただくことを強く要望したいと思います。よろしくお願いいたします。要望です。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 14 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 14 号塩尻市老人福祉センター条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第 15 号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案関係資料の 63 ページを御覧ください。議案第 15 号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例になります。

まず、1 の提案理由ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 4 月 1 日から施行されるということで、必要な改正をするものです。

次に、2 の概要につきまして、今回の見直しにつきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料について、第 1 号被保険者の保険料率を改めるものなどです。市町村ごとに定める介護保険料は、3 年度ごとに見直しを行っております介護保険事業計画に基づいて、計画期間中の介護給付費などに応じまして、計画期間を通して財政の均衡を保つということで設定をしております。

64 ページを御覧いただきたいと思います。今回、介護保険料を段階別の表にしたものです。第 9 期期間中については、高齢者の介護サービスの利用の増加、それから今回の介護報酬のプラス改定の影響から、給付費も増加していくと見込まれております。介護保険料の額にも影響してきますけれども、現在保有しています基金を活用しまして、現行の基準、保険料額、第 5 段階になりますが、ここを維持し、月額 5,450 円にしたいものです。

条例の新旧対照表につきましては、65 ページからになります。これまで市は、国の示す段階より多段階化をしておりました。そのため、介護保険法施行令の第 39 条の特別の基準による保険料率の条文を活用しておりましたが、今回、国の示す基準段階に沿った段階としましたので、保険料率の算定に関する基準という第 38 条の規定に改正した点が 1 つと、現行より 2 段階増やしますので、段階ごとの金額を、新しい保険料に変えているのが主な改正点となります。

65 ページの改正案、保険料率の第 2 条になります。第 1 号から第 3 号について、こちらは保険料区分の第 1 段階から第 3 段階に該当いたします。64 ページの表と金額が異なっていますが、新旧対照表に記載の金額は、国、県、市の公費投入による軽減がかかる前の金額となっております。64 ページの表については、実際に被保険

者が御負担いただく軽減後の金額で記載をしております。第6号以降のアとイの内容の削除につきましては、多段階化していた現行のものそれぞれに所属区分の説明が必要でありましたけれども、基準の段階にしたことから、介護保険施行令の基準に準じた条文とすることで、必要な項目以外を削除したものです。67ページの第2項につきまして、第6段階の基準所得金額について、国の基準との差異がありますので、対象となる金額を記載したものです。また、第3項から第5項までは、国の軽減措置によるものを読み替えております。

69ページの第5条につきましては、条文中の合計所得金額についての説明を追加記載したものです。

63ページにお戻りいただきまして、4の条例の施行等につきまして、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第15号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第16号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、資料の70ページをお願いいたします。資料は139ページまであります。議案第16号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてお願いいたします。ここでは関連する4つの条例があります。改正内容が重複するため、併せて御説明するものです。

まず、地域密着型サービスというのは、市が指定をしております、原則市民のみが利用できる比較的小さな規模のサービスになります。この改正につきましては、3年ごとに行われます介護保険の制度改正に伴って行うものです。

それでは、1の提案理由につきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、4つのそれぞれの条例について、主に次に記載の3つの改正点があります。資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

それでは、71 ページを御覧ください。塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表ですが、こちらは要介護認定者が利用します地域密着型サービスに関するものになります。第6条に記載の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数についてです。現在、市にはこのサービス事業所はありませんけれども、今後指定可能なサービス種別としまして、省令に基づいて記載をしております。現行の第5項第11号につきましては、令和6年3月31日をもって介護療養型医療施設を廃止しますので、条例から削除するものです。

この後は、改正案を中心に御説明させていただきます。72 ページ、第7条につきましては、管理者が兼務できる事業所の範囲を、現行では同一敷地内であるものということで認めておりますが、今回、同一敷地外の事業所も兼務が認められたものです。

73 ページ2行目であります。第9条第2項第2号について、電磁的記録媒体の記載になります。107 ページの雑則第203条にも記載していることになりますけれども、利用者の利便性の向上ですとか、事業者の業務負担軽減の観点から、電磁的な記録等による取扱いが可能になったということで、その事項について、この条で見直しをしたものです。

続いて、第24条の第8号、第9号は、身体的拘束等の適正化について記載をするものになります。やむを得ない場合を除きまして、身体的拘束は行ってはならないということで、行うことが必要な場合は、その理由を記録することが義務づけられたものになります。

続いて、第34条になりますが、事業所の運営規程の概要の重要事項について、原則としてウェブサイトに記載することを義務づけるというものです。ただ、この項目につきましては、令和7年度からの義務づけということになっております。

74 ページになりますが、第42条第2項は、サービス提供に関する記録の保存期間について、第5号に身体的拘束の記録について新たに加えたものになります。

これ以降、75 ページから指定夜間対応型訪問介護、77 ページから指定地域密着型通所介護、80 ページから指定療養通所介護、83 ページから指定認知症対応型通所介護の記載がありますが、これまでに御説明させていただいた内容と同様の改正となっております。

続いて、85 ページをお願いいたします。指定小規模多機能型居宅介護についてになります。これまでに御説明させていただきました同様の改正がありますが、そのほかの改正について、87 ページになります。下から2行目のところにあります第106条の2につきましては、業務の効率化やサービスの質の向上、生産性の向上の取組のため、利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減について検討する委員会を設置するという。その定期的な開催が義務づけとなっております。こちらは経過措置が3年間設けられております。

続いて、89 ページの第125条になりますが、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係るものになります。利用者の病状の急変等に備えるために、協力医療機関を定めるための要件や、その医療機関名の市長への届出が必要になったこと。それから、新興感染症の発生時の対応の取り決め。そして、利用者が入院した場合の退院後の再受入れについて新たに加えております。

92 ページをお願いします。第130条の93ページの1行目、第11項になりますが、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の従業者の数についての要件があります。以下、要件が適合すれば員数の緩和が図れるという改正

となっております。

続いて 97 ページ、第 165 条の 2 につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時の対応に係る事項になります。入所者の緊急時には、従来、医師との連携を求めているものですが、協力医療機関の協力を得て連携をすること、また、緊急時の対応方法の見直しを定期的実施することが義務づけられたものです。

99 ページにつきましては、第 172 条の協力医療機関についての改正が記載されております。

104 ページになります。第 197 条は、指定看護小規模多機能型居宅介護についてです。具体的な取扱い方針が見直されておりまして、利用者が居宅での生活を基本とした療養上の補助となる対応について明記がされています。また、身体的拘束への適正化について、措置を義務づけたものになります。

続いて、108 ページを御覧ください。こちらは、塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。こちらにつきましては、要支援認定者が利用します地域密着型サービスに係る内容の改正になります。ただ、改正内容は、先に御説明しております内容と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続いて 121 ページ、塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。これまでの改正点と重複しておりますので、異なる点のみ御説明させていただきます。

初めに、要支援の方のケアマネジメントをする介護予防支援事業者は、地域包括支援センターで行っております。人員の規定としては、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、それぞれ 1 名以上いるということが必要になっておりますが、要介護の認定者のケアマネジメントにつきましては、居宅介護支援事業者が行っております。こちらは、介護支援専門員の配置のみの配置基準で行うことができるようになっております。

ただ、令和 6 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業者も市から指定を受けまして、介護予防支援の実施ができることとなりますので、第 3 条では、地域包括支援センターが行うものと居宅介護支援事業者が行うものの区別を図るような記載の内容に見直しをした形になっております。居宅介護支援事業者が現在の体制を維持したまま、円滑に指定を受けられるように、第 3 条第 2 項では、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合について、介護支援専門員のみの配置で事業が実施できる内容ということで定められております。

また、122 ページの第 3 項と第 4 項では、管理者を主任介護支援専門員としまして、管理者の兼務ができる規定について新たに加えたものです。

124 ページをお願いいたします。第 11 条は利用料の受領についてになりますが、居宅介護支援事業者が、通常の事業実施地域に設定しております地域以外の要介護認定者宅に訪問する場合、その利用者から交通費の支払いを受けることができるものとなっておりますけれども、今回新たに介護予防支援事業の指定を受けるとなりますと、介護予防支援事業対象者についてもこの適用がされるということで、新たに加えるものになります。

127 ページ、第 31 条第 1 項第 19 号につきまして、こちらは、ほかのサービス事業者との連携による利用者のモニタリングにつきまして要件を設けた上で、訪問の頻度の緩和と、テレビ電話装置やその他の情報機器を使いましてモニタリングを行うことが可能になったということです。

次に、131 ページになります。塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の

新旧対照表になります。重複する改正点の説明は省略させていただきまして、異なる点のみについて御説明させていただきます。

131 ページの第3条第2項につきましては、介護予防支援事業の指定を併せて受けて、地域包括支援センターからの委託の件数を含んだ介護支援専門員1人当たりの取扱い件数について改めたものです。要介護認定者のケアマネジメントの件数に要支援認定者の件数、これに3分の1を乗じた数を合わせて44件以下となっております。これで1人の介護支援専門員を配置するという改正をされたものですが、従来、こちらは要支援認定者の件数に2分の1を乗じた数ということで、40件以下となっていたものです。第3項につきましては、ケアプランデータ連携システムを活用して、かつ事務の職員を配置した場合は、介護支援専門員1人ができる件数を49件までとしたものです。

133 ページ、第5条第2項につきましては、利用者のサービス利用の割合や提供される事業者につきまして、説明をして対象者に理解を得ることを義務としていたものを、事業者の負担軽減を図る点から努力義務として、第3項に改めたものです。

135 ページ、第14条、136 ページ、第17号になりますが、利用者のモニタリングにつきましては、要件設定の上、訪問の頻度が緩和されるものです。

70 ページになります。4の条例の施行等につきまして、令和6年4月1日から施行するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

私から1点質問させていただきたいのですが、今回の介護保険法の改正はかなりの量があって、事業者の皆さん、法律を読み解くのが大変ではないかと思っております。特にこの地域密着型のところで、少ない人数の事業者の皆さんで回しているところですので、本当に今の改正案が頭に入るのかどうかというところが心配なのですけれども、市役所として各事業者の支援というかフォローというか、そういうことはどうなさっていくのかお聞きしたいと思います。

○長寿課長 この改正に当たりまして、大きな多岐にわたる改正がありますので、本当に事業所の皆さんも混乱するところかと思えます。そのために、今年度につきましては3回程度、事業者に対して、改正点の学習会をさせていただいております。また、この3月中に、事業者連絡会の中で集団指導という形で説明の機会を設けたいと考えております。また、4月に入ってから、さらに学習会の機会を計画しているところです。市としても、事業がきちんと遂行できるようにということで、事業者に協力いただくということで、学習会の機会を何回か設けられればいいかなと思っているところです。

○委員長 その学習会、4月もありますけれど、私も4回参加させていただいております。聞いているだけで、理解するまでにまだ時間がかかる場所ですので、個人的なフォローといいますか、全体的な研修会はとても重要なことですが、アンテナを高くしていただいて、困っている事業所には個別に支援していただくように要望しておきます。

○委員長 ほかの委員の皆様から質問はありますか。

○篠原敏宏委員 個々の条例の内容は多岐にわたるので、個々にはよく分からなくて、1つ教えてもらいたのですが、今回の介護報酬の改定で、訪問介護事業所が切り下げになったとかなり話題になっております。このこと

と今回の制度改正は、関係は全然ないですか。

○長寿課長 今回、訪問介護事業所の報酬改定で、ほかの事業種別と比べますと、報酬が下がっているという実態はありますけれども、これは法の中で実際には改正されていますが、この地域密着型サービスの改正における報酬改定は。

○篠原敏宏委員 もちろん別物なのですが、この制度改正の中で、個々にサービスによってこれだけいろいろな中身が変わってくるということと、いわゆる報酬改定という作業の中で医療と介護とある中で、介護報酬の訪問介護だけ切り下げになっているという現象を見たときに、この法律改正に伴う条例改正によって、報酬が自動的に切り下げになっていくというような仕組みというのは関連性がないのかということです。

○委員長 私が言っているものかどうか分かりませんが、今回の条例改正は、この概要の（１）（２）（３）にあるものです。同一敷地内でもなくともいいとか、介護人員が足りないでウェブサイトは大いに利用するようとか、身体拘束に十分注意するようということでして、この条例改正に関しましては、介護報酬の改定とは一切関係がないものです。

○篠原敏宏委員 関係がないと。

○委員長 はい。

○篠原敏宏委員 関係なければいいです。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかに御質問ありますでしょうか。

○平間正治委員 正直言ってよく分からないけれど、１点だけ。モニタリングのことが書かれているのですけれども、モニタリングは居宅介護サービスの関係だと思うのですが、これは新たにではなくて、以前からあったのですか。

○長寿課長 モニタリングは、以前から居宅介護支援事業所ですとか地域包括支援センターの職員がケースをつくっている方に対して定期的に状況を確認するというので、事業所と連絡を取りながらやるというものです。

○平間正治委員 どこが変わったのですか。

○長寿課長 失礼いたしました。面会の回数が変わっております。居宅の方ですと、２か月に１回。

○平間正治委員 いいです。分かりました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 16 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 16 号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第 17 号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

○高齢支援担当課長 議案第 17 号塩尻市介護予防交流施設条例の一部改正です。議案関係資料は 140、141 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、栈敷介護予防交流施設及び本山介護予防交流施設の用途を廃止することに伴い、必要な改正をするものです。さきに述べました 2 つの介護予防交流施設につきましては、昨年 12 月 15 日の社会文教常任委員会協議会で御説明したとおりですが、こちらは平成 26 年度から指定管理制度を導入し、施設の運営を施設設置区が行ってきております。今年度末で 10 年間の指定管理期間が満了になることに合わせ、令和 6 年 4 月 1 日付でそれぞれの区へ無償譲渡し、各区で自己の財産として管理を行うものです。

概要は、栈敷介護予防交流施設、本山介護予防交流施設に係る規定を削除するものです。新旧対照表につきまして、その 2 つの部分の削るということになります。新旧対照表は 141 ページになりますけれど、この第 2 条の一覧の中から栈敷、本山の介護予防交流施設を削るものとなります。

条例の施行につきましては、指定管理期間満了後の令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

○篠原敏宏委員 この 2 つの施設の経過と結果は、私よく分かりますのでいいのですが、実際に区のほうで、この介護予防事業が施設で行われているという認識してよろしいですか。

○高齢支援担当課長 指定管理としておりましたので、毎年モニタリングをして、施設の利用状況については確認をしているところです。ただ、コロナの感染拡大があつてからは、少し利用回数は減っておりますが、内容としては、高齢者の集まる機会を設けていただいたり、運動の教室などを行っていただいているところです。

○篠原敏宏委員 行われているということで分かりました。

○委員長 ほかに大丈夫でしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 17 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 17 号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 18 号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第 18 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**こども課長** それでは、議案関係資料 142 ページを御覧ください。議案第 18 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1 の提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な改正をするものであります。この条例ですが、子ども・子育て支援法の規定によりまして、主に保育所等の施設運営の財政支援として給付費を支給するために市が確認すべき基準等を定めたものです。

2 の概要ですが、施設の運営規程の概要等の重要事項の掲示について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務づけるものなどであります。

3 の条例の新旧対照表につきましては、次のページから御覧ください。まず、第 23 条の改正ですが、現在のところ、施設の重要事項は書面で掲示をしておりますが、改正案では、書面掲示に加えまして、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないとするものであります。

第 36 条の改正ですが、改正案の下線部のとおり読み替えを加え、規定の整理をするものであります。

145 ページですが、第 53 条第 2 項第 2 号の下線部の改正につきましては、右側現行の表記では、磁気ディスク、シー・ディー・ロムと具体的に記録媒体の種類が記載されていますが、技術的中立性を明らかにし、及び利便性確保の観点から、記録媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に、文言の適正化を図るものです。

142 ページ、4 の条例の施行等ですが、公布の日から施行するものです。ただし、第 23 条の掲示に係る改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 18 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 18 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定について

○**委員長** 続きまして、議案第 19 号塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** それでは、議案第 19 号塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定につきましてお願いいたします。議案関係資料 146 ページとなります。

提案の理由ですが、塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第 244 条

の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

経過ですが、昨年12月議会におきまして条例の改正をいただきまして、指定管理者の管理する施設として改正をいただきました。その後、募集を開始いたしまして、1月26日までの募集期間で募集を行っております。1社からの申請を受けまして、公の施設の指定管理者選定審査評価委員会を2月8日に開催いただきました。この中で、応募者からのプレゼンテーションと委員による審査、評価をいただきまして、候補者として決定をいただいたものです。

2番の概要ですが、(3)指定の相手方です。塩尻市大字金井811番地、株式会社スタイルプラス代表取締役村上博志となっております。指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。説明につきましては以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○牧野直樹委員 この村上さんというのはどこの人ですか。金井の人と書いてあるけれど、テントやっている人ですか。

○社会教育スポーツ課長 テントもありますし、陽だまりの家という宿泊施設を経営されている方です。

○平間正治委員 指定管理について、具体的にどういう形での指定管理になっているのですか。

○社会教育スポーツ課長 施設の管理運営を全てお願いするということで、予約受付から宿泊者等の接客全てです。

○平間正治委員 市から委託料的に出す費用というのはあるのですか。

○社会教育スポーツ課長 新年度予算におきまして、400万円を指定管理料として計上させていただいております。

○平間正治委員 それは何の費用ですか。

○社会教育スポーツ課長 これまで塩尻市が直営で行っていたときに、維持管理費として光熱水費であるとか、直接的なクリーニング代とかの物件費が約250万円かかっておりました。それにプラスして、人件費として積み上げたものを400万円とさせていただいております。

○平間正治委員 前にも申し上げたことがあると思うのですが、指定管理の本来の姿というのは、簡単に言えば、あそこをもう全部任せて、やってくださいという、宿泊料で儲けてもらってもいいですという、そういうことなのです。基本的に、施設の大規模改修とか、そういうことは市が見なければいけないと思いますが、あとの一切の運営管理を任すのが指定管理の本旨なのです。ですから、ぜひそういうことに留意して、それが外部委託とこんがらがってしまっていてやっているものがあります。そこら辺もよく御理解をいただいた上でお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野直樹委員 指定管理することによって、今までと使用方法は変わってくるのですか。

○社会教育スポーツ課長 今までは市のほうに予約申込みをいただいておりますけれども、指定管理者のほうで予約受付を行います。そのほかにつきましては、市からの条件としましては、塩嶺別荘地に所在しているため、夜中騒がないこととか、環境的な条件はつけさせていただいておりますが、使用形態につきましては、条例で時間等定めているものですので、これまでと変わらないものと認識しております。

○牧野直樹委員 今まで管理をやっていた方はいなくなるということですか。

○社会教育スポーツ課長 これまで会計年度任用職員として配置しておりました管理人につきましては、これでも管理期間が終わりましたので、今回指定しようとする相手方がどのような方を雇用するかはまだ存じ上げておりませんが、一応変わるという形です。

○牧野直樹委員 誰でもよくて、泊まれるということではないですよね。

○社会教育スポーツ課長 これまでどおり青少年の育成施設としながらも、これまでもそうだったのですが、地域振興等を図る施設としておりますので、空いてさえいれば、どなたでも受け入れる形になってまいります。

○牧野直樹委員 空いてさえいればとはどういうことか。

○社会教育スポーツ課長 予約でどんどん埋まっていきますので、使いたい日にちに空きさえあれば、どなたでも申込みができます。

○牧野直樹委員 空いているということか。そうではなくて、今までは青少年だから、例えば地域の子どもたちの育成会が行って使ったりだとかしたのだけれど、今度は、指定管理になると、近くに塩嶺カントリーがあるので、そこへ来たお客さんが泊まるとか、そういうことができるということか。

○社会教育スポーツ課長 そういった利用も想定されると。

○牧野直樹委員 では、誰でもいいということか。

○社会教育スポーツ課長 はい。

○牧野直樹委員 分かりました。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 19 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 19 号塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定についてについては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 財産の無償譲渡について

○委員長 続きまして、議案第 20 号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○高齢支援担当課長 財産の無償譲渡についてです。議案関係資料は 147 ページを御覧ください。

提案理由につきましては、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、先ほどの介護予防交流施設条例の一部改正でも御説明したとおりです。概要の（１）につきまして、枚敷介護予防交流施設を枚敷区へ、本山介護予防交流施設及び土地を本山区へそれぞれ無償譲渡し、

それぞれの団体の財産として管理をするものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 20 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 20 号財産の無償譲渡については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○市民課長 申し訳ありません。先ほど、議案第 12 号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で 1 点、言葉の誤解を受けてはいけないので、追加で説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

平間委員から標準の保険税率は毎年変わることになるので追加になるかという御質問に対して、答弁の中で、今後上がっていく上昇の中ではあるのですが、令和 9 年に圏内で統一する可能性があるという言葉で答えをさせていただきましたが、「けんない」の言葉が長野県内ではなくて松本圏域内ですので、訂正をさせていただきたいというか追加させていただきたいということと、令和 9 年度を目指しているということで、その方法についても現在検討しているということで、追加で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 委員の皆様よろしいでしょうか。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、最後に理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は御提案申し上げておりました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3 月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午 11 時 39 分 閉会

令和6年3月6日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 樋口 千代子 印